

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成4年島根県規則第71号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)

第2条 次の各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定める様式による。

- (1) 法第8条第2項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)
  - (2) 省令第4条の4第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第2号)
  - (3) 省令第4条の4の2に規定する申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第2号の2)
  - (4) 省令第4条の17に規定する報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第3号)
  - (5) 省令第5条の3第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第4号)
  - (6) 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第5号)
  - (7) 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第6号)
  - (8) 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第7号)
  - (9) 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書(様式第7号の2)
  - (10) 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書 一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書(様式第7号の3)
  - (11) 法第9条の3第1項の規定による届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第8号)
  - (12) 省令第5条の8第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第9号)
  - (13) 省令第5条の10の3に規定する協議書 非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書(様式第9号の2)
  - (14) 法第9条の3の3第1項の規定による届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第9号の3)
  - (15) 省令第5条の10の10に規定する届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第9号の4)
  - (16) 省令第5条の10の12に規定する届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第9号の5)
  - (17) 省令第5条の11第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請書(様式第10号)
  - (18) 省令第5条の12第1項に規定する申請書 一般廃棄物許可施設設置者/合併/分割/認可申請書(様式第11号)
  - (19) 省令第6条第1項に規定する届出書 一般廃棄物許可施設設置者相続届出書(様式第12号)
  - (20) 法第15条の2の5に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出書(様式第12号の2)
  - (21) 省令第12条の7の17第5項に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例/変更/廃止/届出書(様式第12号の3)
- (平16規則20・平23規則39・平28規則64・一部改正)

(廃棄物処理施設の設置許可証等)

第3条 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(様式第13号)を交付するものとする。

- 2 知事は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けた一般廃棄物処理施設が前条第1号の申請書に記載した位置、構造等の設置に関する計画に適合していると認めたとき、又は法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けた産業廃棄物処理施設が法第15条第2項の申請書に記載した位置、構造等の設置に関する計画に適合していると認めたときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/処理施設検査済証(様式第14号)を交付するものとする。
- 3 知事は、法第8条の2の2第1項の規定による検査を行ったときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第14号の2)を交付するものとする。
- 4 知事は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による確認を行ったとき、又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の規定による確認を行ったときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/最終処分場廃止確認済証(様式第15号)を交付するものとする。

- 5 知事は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証(様式第15号の2)を交付するものとする。
- 6 知事は、法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、市町村による一般廃棄物処理施設の設置又はその施設の変更の届出の内容が相当であると認めるときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/届出確認書(様式第16号)を交付するものとする。
- 7 知事は、法第9条の3の2第1項の規定による同意をしたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書(様式第16号の2)を交付するものとする。
- 8 知事は、法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置又はその施設の変更の届出の内容が相当であると認めるときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設/設置/変更/届出確認書(様式第16号の3)を交付するものとする。
- 9 知事は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/処理施設/譲受け/借受け/許可証(様式第17号)を交付するものとする。
- 10 知事は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/許可施設設置者/合併/分割/認可証(様式第18号)を交付するものとする。
- 11 知事は、法第9条の7第2項の規定による届出を受理したとき、又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出を受理したときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/許可施設設置者相続届出受理書(様式第19号)を交付するものとする。
- 12 知事は、法第15条の2の5の規定による届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書(様式第19号の2)を交付するものとする。
- 13 知事は、省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、前項の受理書に当該変更に係る事項を追記の上交付するものとする。

(平16規則20・平23規則39・平28規則64・令元規則49・一部改正)

#### 第4条 削除

(平23規則39)

(産業廃棄物再生利用業個別指定の申請等)

- 第5条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定(以下「産業廃棄物再生利用業個別指定」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、産業廃棄物再生利用業個別指定申請書(様式第20号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生利用業個別指定を行うものとする。
  - (1) 省令第9条第2号に規定する収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)に係る産業廃棄物再生利用業個別指定 次に掲げる要件を全て満たすこと。
    - ア 再生利用されることが確実な産業廃棄物(以下この項において「対象産業廃棄物」という。)について、その排出事業者から再生輸送の委託を受ける者であること。
    - イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第10条各号に掲げる基準に適合すること。
    - ウ 申請者が再生輸送について排出事業者から代金を受領する場合は、その代金が当該再生輸送に要する費用を超えないこと。
    - エ 再生輸送により生活環境保全上の支障が生じないこと。
    - オ 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
  - (2) 省令第10条の3第2号に規定する処分(以下「再生活用」という。)に係る産業廃棄物再生利用業個別指定 次に掲げる要件を全て満たすこと。
    - ア 対象産業廃棄物について、その排出事業者から処分の委託を受ける者であること。
    - イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第10条の5各号に掲げる基準に適合すること。
    - ウ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
    - エ 申請者が再生活用について排出事業者から代金を受領する場合は、その代金が当該再生活用に要する費用を超えないこと。
    - オ 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
    - カ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生活用に係る取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
    - キ 再生活用により生活環境保全上の支障が生じないこと。
    - ク 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 3 知事は、産業廃棄物再生利用業個別指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業個別指定証(様式第21号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。
- 4 産業廃棄物再生利用業個別指定の有効期間は、1年とする。

(平25規則63・令元規則49・一部改正)

(変更指定の申請等)

第6条 産業廃棄物再生利用業個別指定を受けた者(以下「再生利用業個別指定業者」という。)は、その指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書(様式第22号)を知事に提供しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前項による変更後の指定の有効期間は、従前の指定の残存期間とする。

(変更の届出等)

第7条 再生利用業個別指定業者は、その指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、当該変更をした日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力

(4) 再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要

(5) 再生利用の方法

(6) 再生利用に係る取引の計画

(7) 事業開始の予定年月日

2 再生利用業個別指定業者がその指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書(様式第24号)を知事に提出しなければならない。

(再生利用業個別指定の取消し)

第8条 知事は、再生利用業個別指定業者が第5条第2項に定める基準に適合しなくなったときは、産業廃棄物再生利用業個別指定を取り消すことができる。

(再生利用業個別指定業者に係る報告書の徴収)

第9条 再生利用業個別指定業者は、有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、その指定に係る産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の実績を、産業廃棄物再生利用実績報告書(様式第25号)により知事に提出しなければならない。

(欠格要件に係る届出書)

第9条の2 次の各号に掲げる届出書は、それぞれ当該各号に定める様式による。

(1) 省令第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24又は第10条の24の2第1項に規定する届出書 欠格要件に係る届出書(様式第25号の4)

(2) 省令第5条の5の3、第5条の5の3の2第2項、第12条の11の3又は第12条の11の3の2第1項に規定する届出書 欠格要件に係る届出書(様式第25号の5)

(平18規則53・追加、平23規則39・旧第9条の6繰上・一部改正、令元規則49・一部改正)

(産業廃棄物処理業者等に係る実績報告書の徴収)

第10条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第26号)

(2) 産業廃棄物処分業者 産業廃棄物処分業実績報告書(様式第27号)

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第28号)

(4) 特別管理産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業実績報告書(様式第29号)

(廃棄物処理施設に係る維持管理状況報告書の徴収)

第11条 次の各号に掲げる施設の設置者は、それぞれ当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の維持管理状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設 一般廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(様式第30号)

(2) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設を除く。) 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)維持管理状況報告書(様式第31号)

(3) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)維持管理状況報告書(様式第32号)

(4) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書(様式第33号)

(5) 法第9条の2の4第1項の認定を受けた一般廃棄物の熱回収施設 一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書(様式第33号の2)

(6) 政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に規定する焼却施設 産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(様式第34号)

(7) 政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場 産業廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書(様式第35号)

(8) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設(中間処理施設)維持管理状況報告書(様式第36号)

(平23規則39・一部改正)

(最終処分場埋立終了届出台帳)

第12条 法第19条の12第1項に規定する台帳は、最終処分場埋立終了届出台帳(様式第37号)によるものとする。

(平18規則53・平30規則37・一部改正)

(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧)

第13条 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場埋立終了届出台帳閲覧申請書(様式第38号)により行わなければならない。

2 前項の閲覧の場所は、環境生活部廃棄物対策課とする。

(平18規則53・一部改正)

(廃棄物再生事業者登録申請書等)

第14条 政令第17条第1項に規定する申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第39号)によるものとする。

2 政令第19条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第40号)によるものとする。

(平18規則53・一部改正)

(登録廃棄物再生事業者の変更の届出)

第15条 政令第20条の規定による変更の届出は、登録廃棄物再生事業者変更届出書(様式第41号)により行わなければならない。

(平18規則53・一部改正)

(登録廃棄物再生事業者の事業場の休止等の届出)

第16条 政令第21条の規定による休止等の届出は、登録廃棄物再生事業者事業場/廃止/休止/再開/届出書(様式第42号)により行わなければならない。

(平18規則53・一部改正)

(許可証等の再交付及び書換え交付)

第17条 法、政令、省令及びこの規則の規定による許可、認定、認可、登録又は指定(以下「許可等」という。)を受け、許可証、認定証、認可証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者のうち次に掲げる者は、許可証等を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、許可証等再交付申請書(様式第43号)を知事に提出し、許可証等の再交付を申請することができる。

(1) 法第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。)、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けた者

(2) 法第9条の2の4第1項、第12条の7第1項若しくは第7項又は第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者

(3) 法第9条の6第1項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による認可を受けた者

(4) 法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者

(5) 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者

2 次に掲げる者は、許可証等の記載事項に変更を生じたときは、許可証等書換え交付申請書(様式第44号)を知事に提出し、許可証等の書換え交付を受けなければならない。

(1) 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者

(2) 法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者

(3) 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者

3 第1項各号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに知事にその許可証等を返納しなければならない。

(1) 許可証等の再交付を受けた後亡失した許可証等を発見したとき。

(2) 許可等に係る事業を廃止したとき。

(3) 許可等を取り消されたとき。

(平23規則39・平25規則63・平30規則37・一部改正)

(申請書等の提出先等)

第18条 法、政令、省令及びこの規則により知事に提出する申請書等の提出先及び提出部数は、別表による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

(改正前の様式による申請等に係る経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりされた申請、届出その他の手続は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に

よりされた申請、届出その他の手続とみなす。

(実績報告書の提出に係る特例)

- 3 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、第10条の規定にかかわらず、平成16年2月15日までに、平成15年3月31日までの1年間について、実績報告書を提出しなければならない。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

- 4 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年規則第20号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第10号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(優良性の評価制度に係る申請に係る経過措置)

- 2 この規則による改正後の第9条の2第2項第4号に掲げる書類は、平成18年9月30日までの申請については、添付を要しない。

附 則(平成20年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第39号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第64号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第37号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和2年規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第18条関係)

(平16規則20・平18規則53・平23規則39・一部改正)

申請書等	提出先	提出部数
省令第8条の2の4、第8条の2の5、第8条の2の6、第8条の2の7及び第8条の13の5並びに第8条の13の6において読み替えて準用する省令第8条の2の5、第8条の2の6及び第8条の2の7に規定する保管の場所に係る届出書	当該届出に係る保管の場所の所在地を所管する保健所長	1部
省令第8条の27、第8条の29及び第8条の38に規定する管理票交付者等の報告書	当該申請等に係る事務所若しくは事業場(事務所又は事業場が2以上ある場合にあつては、主たる事務所又は事業場)又は施設の設置場所若しくは所在地(以下「申請等に係る事務所等」という。)を所管する保健所長(申請等に係る事務所等が島根県外のみにある場合にあつては、知事)	
省令第9条の2第1項、第10条の4第1項、第10条の9第1項、第10条の10第2項、第10条の12第1項、第10条の16第1項、第10条の22第1項及び第10条の23第2項に規定する申請書等		
<u>第9条の2第1号</u> に規定する欠格要件に係る届出書		
<u>第10条</u> に規定する実績報告書		
<u>第17条第1項</u> 及び <u>第2項</u> に規定する再交付等の申請書		

法第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項に規定する多量排出事業者の計画書等	多量排出事業者の事業場の所在地を所管する保健所長（一の多量排出事業者が多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生じる複数の事業場を設置している場合において、当該事業場を所管する保健所が2以上あるときを除く。）	2部
	知事（一の多量排出事業者が多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生じる複数の事業場を設置している場合において、当該事業場を所管する保健所が2以上あるときに限る。）	1部
第2条第1号に規定する一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び同条第4号に規定する一般廃棄物処理施設変更許可申請書	当該施設の設置場所を所管する保健所長	2部（政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全に係る市町村の数に2を加えた部数）
法第15条第2項に規定する産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び省令第12条の9第1項に規定する産業廃棄物処理施設変更許可申請書	当該施設の設置場所を所管する保健所長	2部（政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設については、法第15条第5項に規定する生活環境の保全に係る市町村の数に2を加えた部数）
その他の申請書等	申請等に係る事務所等を所管する保健所長	2部

様式第1号(第2条関係)

(平23規則39・平24規則5・令元規則49・一部改正)



島根県知事 様

住 所  
 申請者 氏 名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力		面積 埋立容量 $m^2/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出口の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他の一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
------------	--	--



設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入、搬出の時間及び方法に関する事項		





- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 9 2部(政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全上関係がある市町村の数に2を加えた部数)を提出すること。

様式第2号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(市町村又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号の2(第2条関係)

(平23規則39・追加)

様式第2号の2(第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務連絡欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号(第2条関係)

(平23規則39・一部改正)

様式第3号(第2条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	m <sup>3</sup>
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定されたものを記載すること。
- 3 2部を提出すること。

様式第4号(第2条関係)

(平23規則39・平24規則5・令元規則49・一部改正)





様式第4号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号		第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^2/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^2/時間$ $t/時間$
	面積 埋立容量	$m^2$ $m^3$	面積 埋立容量 $m^2$ $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号		第 号	
※事務処理欄			

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
		住 所	



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき。)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本	籍
		割	合	住

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

※手数料欄

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書にすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第1項第5号へに規定する排出基準等に掲げる項目等に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
  - 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 8 2部(政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全上関係がある市町村の数に2を加えた部数)を提出すること。

様式第5号(第2条関係)

(平23規則39・一部改正)

様式第5号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(市町村又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可(届出)の年月日及び許可(届出)番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄			

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 2部を提出すること。

様式第6号(第2条関係)

(平23規則39・一部改正)



様式第6号(第2条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

届出者 氏 名

(市町村又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可(届出)の年月日及び許可(届出)番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積 $\text{m}^2$ 埋立ての深さ $\text{m}$ 覆土の厚さ $\text{m}$
※事務処理欄	

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量(m <sup>3</sup> )	性 状

注 1 ※印欄は記入しないこと。

2 2部を提出すること。

様式第7号(第2条関係)

(平23規則39・一部改正)





様式第7号(第2条関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(市町村又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可(届出)の年月日 及び許可(届出)番号	年 月 日 第 号
埋め立てた一般廃棄物 の種類及び数量	
埋立地の面積及び埋立 ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

悪臭の発散の防止に関	
------------	--

する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
- 4 2部を提出すること。

様式第7号の2(第2条関係)  
(平23規則39・追加)



様式第7号の2(第2条関係)

(表面)

一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所	
※ 認定の年月日	年 月 日
※ 認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許可の年月日号	年 月 日 第 号
※ 事務処理欄	

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 2部を提出すること。

※手数料欄

様式第7号の3(第2条関係)

(平23規則39・追加)

様式第7号の3(第2条関係)

一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物の熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)
	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△ 変 更 の 内 容
	理 由
	年 月 日
※ 事 務 連 絡 欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第8号(第2条関係)

(平25規則63・一部改正)





一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 届 出 の 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他の一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄		

	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
--	--	--

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入、搬出の時間及び方法に関する事項			

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 7 2部を提出すること。

様式第9号(第2条関係)

(平23規則39・平28規則64・一部改正)



様式第9号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 名称及び代表者の氏名  
電話番号

一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		m <sup>3</sup> /日( )時間	m <sup>3</sup> /日( )時間
		t/日( )時間	t/日( )時間
		m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間
		t/時間	t/時間
	埋立地の面積	m <sup>2</sup>	埋立地の面積
埋立容量	m <sup>3</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		

変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書にすること。
- 3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第1項第5号へに規定する排水基準等に掲げる項目等に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 2部を提出すること。

様式第9号の2(第2条関係)

(平28規則64・追加)



様式第9号の2(第2条関係)

非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、協議します。

一般廃棄物処理施設を設置を することが見込まれる場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類		
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物 処理施設 の位置、 構造等 の設置 に関する 計画に係 る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理 方式	
	一般廃棄物処理施設の構造 及び設備	
	処理に 伴い生 ずる排 ガス及 び排水 設計計算上達成すること ができる排ガスの性状、放 流水の水質その他の生活 環境への負荷に関する数 値	
	処理方法(排出の 方法(排出口の位 置、排出先等を含 む。)を含む。)	
	その他一般廃棄物処理施 設の構造等に関する事項	
※事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の	
--------	-------------------------	--

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
※事務処理欄		

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 2部を提出すること。

様式第9号の3(第2条関係)

(平28規則64・追加、令元規則49・一部改正)





様式第9号の3(第2条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

島根県知事 様

住所  
届出者 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出の年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴う発生する排ガス及び排水の量	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達	
------------	------------------------------------	--

物処理施設 の維持管理に 関する計画に 係る事項	成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水 の水質の測定頻度に関する 事項	
	その他一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる 一般廃棄物の処分 方法(ごみ処理施設 の場合)	区 分	自家処分          委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の 場合)	区 分	自家処分          委託処分
	処 分 方 法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及 び方法に関する事項		
※事 務 処 理 欄		





- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 9 2部を提出すること。



様式第9号の4(第2条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の 内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 前	変 更 後
		m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			

--	--



変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書にすること。

3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値

4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

6 2部を提出すること。

様式第9号の5(第2条関係)

(平28規則64・追加)

様式第9号の5(第2条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日及び届出番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4(第3号及び第6号に係る部分を除く。)に掲げる事項の変更		
	省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 2部を提出すること。

様式第10号(第2条関係)

(平23規則39・平24規則5・令元規則49・一部改正)



様式第10号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書  
借受け

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受けの許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	







様式第11号(第2条関係)

一般廃棄物許可施設設置者<sup>合併</sup>認可申請書  
<sup>分割</sup>

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者の氏名  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、<sup>合併</sup>について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
<sup>分割</sup>

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	第 号
※事務処理欄	

⑧ 申請者	
(ふりがな) 氏 名	住 所







⑬ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株	出資の額		本 籍
		保有する株式 の数又は出資 の金額	割 合	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日			住 所

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

※手数料欄

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨の欄から⑭の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑨及び⑬の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 2部を提出すること。



様式第12号(第2条関係)

一般廃棄物許可施設設置者相続届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※ 事務処理欄	

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
		住 所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本 住	籍 所
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
※事務処理欄			

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。
- 4 2部を提出すること。

様式第12号の2(第2条関係)

(平16規則20・追加、平23規則39・平28規則64・令2規則74・一部改正)

様式第12号の2(第2条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出書

年 月 日

島根県知事 様

住所  
届出者 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項第2項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例について、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類	号( )	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力	埋立地の面積 残余の埋立容量	$m^3/日( )$ 時間 $t/日( )$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込み
		$t \cdot m^3/年$
		$t \cdot m^3/年$
		$t \cdot m^3/年$
		$t \cdot m^3/年$
		$t \cdot m^3/年$
		$t \cdot m^3/年$
	合 計	$t \cdot m^3/年$
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域(省令第12条の7の16第2項の場合)		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日(法第15条の2の5第2項の場合は、受入開始日)	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。  
 2 「産業廃棄物処理施設の種類」の欄については、政令第7条の該当する号の番号を記入の上、括弧内に同条各号に掲げる施設名を記入すること。  
 3 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
 4 2部を提出すること。

様式第12号の3(第2条関係)

(平16規則20・追加、平23規則39・一部改正)

様式第12号の3(第2条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例  
変更届出書  
廃止

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け 第 号で受理された産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届について、下記の事項又は事業を  
変更  
廃止  
したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更又は廃止した事項の内容		
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止の年月日	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
3 変更届については、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする  
こと。  
4 変更届については、変更のある部分に係る省令第12条の7の17第3項に定める書類を添付する  
こと。  
5 省令第12条の7の17第4項により交付された受理書を添付すること。  
6 2部を提出すること。

様式第13号(第3条関係)

(平18規則53・一部改正)





様式第14号(第3条関係)

指令 第 号			
一般廃棄物 処理施設検査済証 産業廃棄物			
住 所			
氏 名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
年 月 日付で申請のあった下記の施設の使用前検査については、検査の結果、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを認める。			
年 月 日			
島根県知事			印
記			
施設の種類		許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
施設の設置場所			

様式第14号の2(第3条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

島根県知事



一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第15号(第3条関係)

(平23規則39・一部改正)

様式第15号(第3条関係)

指令 第	号		
一般廃棄物 最終処分場廃止確認済証 産業廃棄物			
住 所			
氏 名			
(市町村又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
年 月 日付で申請のあつた下記の一般廃棄物 最終処分場の廃止の確認については、検査の結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条 第 5 項に規定する基準に適合していることを認める。			
第15条の2の6第3項において読み替えて準用する同法第9条第5項			
年 月 日			
島根県知事 <span style="float: right;">印</span>			
記			
施設の種類	許可(届出)の年月日及び許可(届出)番号	年 月 日	第 号
施設の設置場所			

様式第15号の2(第3条関係)

一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

島根県知事



認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第16号(第3条関係)

(平23規則39・一部改正)



様式第16号の2(第3条関係)

指令 第 号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書

住 所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3  
の2第1項の規定により協議のあった下記施設については、同意します。

年 月 日

島根県知事



記

施設の種類	
施設を設置を することが見 込まれる場所	

様式第16号の3(第3条関係)

(平28規則64・追加)

様式第16号の3(第3条関係)

指令 第 号	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設 <sup>設置</sup> 変更届出確認書	
住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付け 第 号で届出のあった下記施設の非常災害に係る一般廃棄物 処理施設設置(変更)届出書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項にお いて読み替えて準用する 第 9 条 の 3 第 4 項 の規定により、届出 第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第4項 の内容が相当であることを確認した。	
年 月 日	
島根県知事 <span style="float: right;">印</span>	
記	
施設の種類	
施設の設置場所	

[様式第17号\(第3条関係\)](#)



様式第17号(第3条関係)

<p>一般廃棄物 処理施設 譲受け 許可証 産業廃棄物 借受け</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 5 第 1 項 の規定によ り、譲受けの許可を受けた一般廃棄物 処理施設であることを証する。 借受け 産業廃棄物 第15条の4において読み替えて準用する第9条の5第1項</p>			
<p>島根県知事 <span style="float: right;">印</span></p>			
<p>譲受け 許可年月日 借受け</p>	<p>年 月 日</p>	<p>譲受け 許可番号 借受け</p>	<p>第 号</p>
<p>譲受け又は借受けの 相手方の氏名及び住 所(法人にあっては、 名称及び代表者の氏 名)</p>			
<p>施設の種類及び処理 する一般廃棄物の種 産業廃棄物の種 類</p>			
<p>許可の年月日及び許 可番号</p>	<p>年 月 日</p>	<p>第</p>	<p>号</p>
<p>設 置 場 所</p>			
<p>処 理 能 力</p>			
<p>許 可 の 条 件</p>			
<p>留 意 事 項</p>	<p>施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p>		

[様式第18号\(第3条関係\)](#)

様式第18号(第3条関係)

<p>一般廃棄物 許可施設設置者 合併 産業廃棄物 許可施設設置者 分割 認可証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあつては、名所及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 6 第 1 項 の規定により、一般廃棄物 第15条の4において準用する第9条の6第1項 産業廃棄物 物処理施設の許可施設設置者の合併 分割 認可を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">島根県知事 <span style="float: right;">印</span></p>			
認 可 の 年 月 日	年 月 日	認 可 番 号	第 号
合併又は分割の相手方の名称、代表者の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類 産業廃棄物			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
認 可 の 条 件			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

[様式第19号\(第3条関係\)](#)

様式第19号(第3条関係)

一般廃棄物 許可施設設置者相続届出受理書 産業廃棄物			
			年 月 日
住 所			
氏 名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 7 第 2 項 の規定により、 第15条の4において準用する第9条の7第2項			
年 月 日付けで届出のあった 一般廃棄物 許可施設設置者相続届出書については、受理した。 産業廃棄物			
島根県知事			印
受 理 の 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	第 号
被相続人の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類 産業廃棄物			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

様式第19号の2(第3条関係)

(平16規則20・追加、平23規則39・平28規則64・令2規則74・一部改正)

様式第19号の2(第3条関係)

<p>産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 <sup>第1項</sup> <sub>第2項</sub> の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出を受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、本書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">島根県知事 <span style="float: right;">印</span></p>			
受 理 の 年 月 日	年 月 日	受理番号	第 号
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件			
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域(省令第12条の7の16第2項の場合)			
省令第12条の7の17第5項の規定による変更についての届出状況			

様式第20号(第5条関係)

(平17規則10・平25規則63・平28規則64・一部改正)



様式第20号(第5条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物再生利用業個別指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の方法		
△再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
△再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再生利用に係る取引の計画	△排出事業者との取引の計画	
	△再生活用により得られる有用物の利用に関する計画	
事業開始予定年月日		年 月 日

- 注 1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。  
2 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。  
(1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類  
(3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

- (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
  - (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類
  - (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
  - (8) 申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した書類
  - (9) 事務所及び事業場付近の見取図
  - (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類
- 3 2部を提出すること。

様式第21号(第5条関係)

指令 第 号	
産業廃棄物再生利用業個別指定証	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付で申請のあつた産業廃棄物再生利用業個別指定について	
は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号の規定により、下記	
のとおり指定します。	
年 月 日	
島根県知事 <span style="float: right;">印</span>	
記	
事業の範囲	業 務 の 種 別
	取り扱う産業廃棄物の種類
再 生 利 用 の 方 法	
再生利用の用に供する施設の種類、設置場所及び能力	
指 定 の 期 限	

様式第22号(第6条関係)

(平17規則10・平25規則63・平28規則64・一部改正)





様式第22号(第6条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、産業廃棄物再生利用業個別指定の変更指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

指 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
事業の範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変更に係る再生利用の方法		
△変更に係る再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
△変更に係る再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再生利用に係る取引の計画	△排出事業者との取引の計画	
	△再生利用により得られる有用物の利用に関する計画	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

注 1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。

2 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 3 次に掲げる書類及び図面のうち、内容に変更があるものを添付すること。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
  - (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
  - (3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
  - (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
  - (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類
  - (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
  - (8) 申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した種類
  - (9) 事務所及び事業場付近の見取図
  - (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類
- 4 2部を提出すること。

様式第23号(第7条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

以下のとおり産業廃棄物再生利用業個別指定に係る事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条第1項の規定により届け出ます。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	住 所	
	氏名又は名称並びに法人 にあつてはその代表者の 氏名	
	事務所及び事業場の所在地	
	△再生利用の用に供する 施設の種類、数量、設 置場所及び能力	
	△再生利用の用に供する 施設の方式、構造及び 設備の概要	
	再 生 利 用 の 方 法	
	再生利用に係る取引の計 画	
	事業開始予定年月日	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。

2 2部を提出すること。

様式第24号(第7条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

以下のとおり産業廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条第2項の規定により届け出ます。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止した事業の範囲	
廃 止 年 月 日	年 月 日

[様式第25号\(第9条関係\)](#)



様式第25号(第9条関係)

(1)

産業廃棄物再生利用実績報告書( 年度)

—再生輸送業—

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の再生利用の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
	委託者(排出事業者)	輸 送 先	輸 送 量 (t又はm <sup>3</sup> )
	住 所	所 在 地	
氏 名 又 は 名 称	事 業 場 の 名 称		

注 1 指定の有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、当該指定に係る実績を提出すること。

2 委託者とは、報告者に再生利用を委託した者をいう。

(2)

産業廃棄物再生利用実績報告書( 年度)

一再生活用業一

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の再生利用の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
	委託者(排出事業者)	再 生 活 用	活 用 量 (t又はm <sup>3</sup> )
産業廃棄物の種類	住 所	事業場の所在地	
	氏名又は名称	再生利用の方法	

- 注 1 指定の有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、当該指定に係る実績を提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に再生利用を委託した者をいう。

様式第25号の2 削除  
(平23規則39)

様式第25号の3 削除  
(平23規則39)

様式第25号の4(第9条の2関係)  
(令元規則49・全改)



様式第25号の4(第9条の2関係)

欠格要件に係る届出書

年 月 日

島根県知事 様

住所  
届出者 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 産業廃棄物処理業  
特別管理産業廃棄物処理業  
について、下記事由により届出事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第3項  
第14条の5第3項  
第7条の2第4項  
第7条の2第5項  
において準用する同法 の規定により届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件(該当するものに○を付すこと。)	法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
※欠格要件に該当するに至った具体的事由	
※欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に(法第7条第5項第4号イに該当するに至ったときは遅滞なく)提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 法第7条の2第5項の規定により届け出る場合は、欄内※印の項目については記載不要

様式第25号の5(第9条の2関係)

(令元規則49・全改)

欠格要件に係る届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 について、下記事由により届出  
事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 第 6 項  
第 9 条 第 7 項  
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項  
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第7項  
の規定により届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件(該当するものに○を付すこと。)	法第7条第5項第4号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル) 法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
※欠格要件に該当するに至った具体的事由	
※欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
施設 区分(該当するものに○を付すこと。)	一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設
種 類	
設 置 場 所	

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に(法第7条第5項第4号イに該当するに至ったときは遅滞なく)提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 法第9条第7項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出る場合は、欄内※印の項目については記載不要

様式第26号(第10条関係)

産業廃棄物収集運搬業実績報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物の収集運搬実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

① 許 可 番 号		② 担当者氏名		報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における産業廃棄物の収集運搬受託量(t又はm <sup>3</sup> )				
廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、③から⑥までは括弧書で内数を記入すること。)	単位	③ 受託量	④ 島根県内から島根県内	⑤ 島根県内から島根県外			⑥ 島根県外から島根県内	
				( ) 県	( ) 県	( ) 県	( ) 県	( ) 県
燃え殻								
汚泥								
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類								
紙くず								
木くず								
繊維くず								
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず								
ガラスくず等								
鉱さい								
がれき類								
家畜ふん尿								
家畜の死体								
ばいじん								
13号廃棄物								
建設混合廃棄物								
その他( )								
計								

- 注 1 ⑤の欄は、島根県内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。  
2 ⑥の欄は、島根県外の排出事業場から島根県内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

様式第27号(第10条関係)

(平20規則5・一部改正)

様式第27号(第10条関係)

産業廃棄物処分業実績報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

① 処分の方法						③ 担当者氏名				
② 許可番号										
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における産業廃棄物の処分受託量(t又はm <sup>3</sup> )										
④ 廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、⑤から⑦までは括弧書で内数を記入すること。)	単位	⑤ 受託量	⑥ 島根県内から島根県内	⑦ 島根県外から島根県内						
				( )県	( )県	( )県				
計										
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法					単位：t又はm <sup>3</sup>					
⑧ 廃棄物の種類	⑨ 処分量	単位	⑩ 処分の方法	⑪ 処 分 先 名 称						
				⑫ 処 分 先 所 在 地						
				<input type="checkbox"/> 委託処分						
				<input type="checkbox"/> 自家処分						
				<input type="checkbox"/> 委託処分						
				<input type="checkbox"/> 自家処分						
				<input type="checkbox"/> 委託処分						
				<input type="checkbox"/> 自家処分						

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。  
 2 ①の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。  
 3 ⑦の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。  
 4 ⑩の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものの□にレ印を付けること。  
 5 ⑪の欄及び⑫の欄は、自家処分の場合も記入すること。

様式第28号(第10条関係)

(平18規則53・平28規則64・一部改正)

様式第28号(第10条関係)

特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の収集運搬実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

① 許 可 番 号		② 担 当 者 氏 名						
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における特別管理産業廃棄物の収集運搬受託量(t又はm <sup>3</sup> )								
廃棄物の種類	単位	③ 受託量	④ 島根県内から島根県内	⑤ 島根県内から島根県外			⑥ 島根県外から島根県内	
				( ) 県	( ) 県	( ) 県	( ) 県	( ) 県
揮発性廃油								
廃油(有害)								
廃酸(pH2.0以下)								
廃酸(有害)								
廃アルカリ(pH12.5以上)								
感染性産業廃棄物								
廃PCB等								
廃水銀等								
廃石綿等								
燃え殻								
汚泥								
鉱さい								
ばいじん								
計								

注 1 ⑤の欄は、島根県内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。

2 ⑥の欄は、島根県外の排出事業場から島根県内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

[様式第29号\(第10条関係\)](#)

様式第29号(第10条関係)

特別管理産業廃棄物処分業実績報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

① 処分の方法						
② 許可番号				③担当者氏名		
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における特別管理産業廃棄物の処分受託量(t又はm <sup>3</sup> )						
④ 廃棄物の種類	単位	⑤ 受託量	⑥ 島根県内から島根県内	⑦ 島根県外から島根県内 ( )県 ( )県 ( )県		
計						
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法 単位：t又はm <sup>3</sup>						
⑧ 廃棄物の種類	⑨ 処分量	単位	⑩ 処分の方法	⑪ 処 分 先 名 称		
				⑫ 処 分 先 所 在 地		
			<input type="checkbox"/> 委託処分	.....		
			<input type="checkbox"/> 自家処分	.....		
			<input type="checkbox"/> 委託処分	.....		
			<input type="checkbox"/> 自家処分	.....		
			<input type="checkbox"/> 委託処分	.....		
			<input type="checkbox"/> 自家処分	.....		

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。  
2 ①の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。  
3 ⑦の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。  
4 ⑩の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものの□にレ印を付けること。  
5 ⑪の欄及び⑫の欄は、自家処分の場合も記入すること。

[様式第30号\(第11条関係\)](#)

様式第30号(第11条関係)

一般廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所						
許可(届出)年月日	年 月 日			許可(届出)番号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	t		技術管理者氏名		
	1時間当たり処理能力	t		1日当たり稼働時間		
施設の種類	法第8条許可(届出)施設			法第9条の3届出施設		
処理する一般廃棄物の種類						
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処 理 量	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)		
	可 燃 ご み	t	t	t		
		t	t	t		
		t	t	t		
	併せて処理された産業廃棄物	t	年間総合計処理量	t		
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処 理 量	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別		
	燃 え 殻	t		委託・自家		
	ば い じ ん	t		委託・自家		
	汚 水	m <sup>3</sup>		委託・自家		
	汚 泥	m <sup>3</sup>		委託・自家		
溶 融 ス ラ グ	t		委託・自家			
施設の維持管理状況						
焼却施設の排出ガス測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)				排出される排ガス・排水・処理後の廃棄物中のダイオキシン類の測定結果		単位
測 定 月 日	月 日	月 日	単位	排 出 ガ ス		
排出ガス量(乾き)				排 出 水		
ば い じ ん				燃 え 殻		
硫黄酸化物(SOx)				ば い じ ん		
窒素酸化物(NOx)				廃 酸 ・ 廃 アルカリ		
塩 化 水 素				汚 泥		

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第31号(第11条関係)

様式第31号(第11条関係)

一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)維持管理状況報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所				
許可(届出)年月日	年 月 日	許 可 ( 届 出 ) 番 号	第 号	
許 可 ( 届 出 ) 能 力	1日当たり処理能力	t	技 術 管 理 者 氏 名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	法第8条許可(届出)施設		法第9条の3届出施設	
処理する一般廃棄物の種類				
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)
		併せて処理された産業廃棄物		年間総合計処理量
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家

注 1 液状・泥状物は容量(m<sup>3</sup>)で記載し、その他のものは重量(t)で記載すること。

2 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

[様式第32号\(第11条関係\)](#)



様式第32号(第11条関係)

一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)維持管理状況報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	年 月 日		許 可 ( 届 出 ) 番 号	第 号	
許 可 ( 届 出 ) 能 力	1日当たり処理能力	m <sup>3</sup>	技 術 管 理 者 氏 名		
	1時間当たり処理能力	m <sup>3</sup>	1日当たり稼働時間		
施 設 の 種 類	法第8条許可(届出)施設		法第9条の3届出施設		
処理する一般廃棄物の種類					
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)	
	し 尿	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	浄 化 槽 汚 泥	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	併せて処理された産業廃棄物	m <sup>3</sup>	年間総合計処理量	m <sup>3</sup>	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別	
	汚 水	m <sup>3</sup>		委託・自家	
	汚 泥	m <sup>3</sup>		委託・自家	
	燃 え 殻	t		委託・自家	
	ば い じ ん	t		委託・自家	
				委託・自家	
し尿処理施設の排水測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)					
測 定 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	単 位
B O D					
C O D					
浮 遊 物 質					
全 窒 素					
全 磷					

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第33号(第11条関係)

(平25規則63・一部改正)

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許 可 ( 届 出 ) 年 月 日	年	月	日	許 可 ( 届 出 ) 番 号	第 号
許 可 ( 届 出 ) 能 力	埋 立 面 積	m <sup>2</sup>		技 術 管 理 者 氏 名	
	埋 立 容 量	m <sup>3</sup>		年 度 当 初 埋 立 残 余 容 量	m <sup>3</sup>
最 終 処 分 場 の 種 類	法第8条許可(届出)施設			法第9条の3届出施設	
処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類					
処 理 実 績 ( 4 月 1 日 から 翌 年 3 月 3 1 日 までの埋立処理量)	廃 棄 物 の 種 類	埋 立 量	報 告 量 区 分	埋 立 量	
	一 般 廃 棄 物	m <sup>3</sup>	年 間 合 計 埋 立 量	m <sup>3</sup>	
	併せて処理された産業廃棄物	m <sup>3</sup>	年 度 末 残 余 容 量	m <sup>3</sup>	
点 検 実 施 状 況	放流水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)				
① 遮水工の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	最 大 値	最 小 値	単 位	測 定 回 数
	水 素 イ オン 濃 度				
② 擁壁の点検 異常なし・措置必要	B 0 D				
	C 0 D				
③ 調整池の点検 異常なし・措置必要	浮 遊 物 質				
	窒 素 含 有 量				
④ 浸出水処理設備の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	測 定 結 果	単 位	測 定 項 目	測 定 結 果 単 位
	アルキル水銀化合物			チ オ ベ ン カ ル プ	
⑤ 周縁地下水の水質 異常なし・措置必要	水銀及びアルキル水銀			ベ ン ゼ ン	
	その他水銀化合物			セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	
⑥ 上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	カドミウム及びその化合物			1 ・ 4 - ジ オ キ サ ン	
	鉛及びその化合物			ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	
	有 機 磷 化 合 物			ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	
	六 価 ク ロ ム 化 合 物			ア ン モ ニ ア 、 ア ン モ ニ ウ ム 化 合 物 、	
	砒素及びその化合物			亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物	
	シ ア ン 化 合 物			ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質	
	P C B			( 鉱 油 類 )	
	トリクロロエチレン			ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質	
	テトラクロロエチレン			( 動 植 物 油 脂 類 )	
	ジクロロメタン			フ ェ ノ ール 類 含 有 量	
	四 塩 化 炭 素			銅 含 有 量	
	1・2-ジクロロエタン			亜 鉛 含 有 量	
	1・1-ジクロロエチレン			溶 解 性 鉄 含 有 量	
	シス-1・2-ジクロロエチレン			溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量	
	1・1-1-トリクロロエタン			ク ロ ム 含 有 量	
	1・1-2-トリクロロエタン			大 腸 菌 群 数	
1・3-ジクロロプロペン			窒 素 含 有 量		
チ ウ ラ ム			磷 含 有 量		
シ マ ジ ン			ダ イ オ キ シ ン 類		

注 1 「施設の種類の」欄及び①の欄から⑤の欄までの各欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 ⑥の欄に全てを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第33号の2(第11条関係)

一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書

年 月 日

島根県知事 様

報告者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日 号 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率	%

注 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

[様式第34号\(第11条関係\)](#)

様式第34号(第11条関係)

産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	年 月 日		許 可 ( 届 出 ) 番 号	第 号
許 可 ( 届 出 ) 能 力	1日当たり処理能力	t	技 術 管 理 者 氏 名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類 (政 令 第 7 条)	第3号(汚泥) 第12号(PCB)	第5号(廃油) 第13号の2(その他の廃棄物)	第8号(廃プラスチック類)	
処理する産業廃棄物の種類				
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処 理 量	左のうち特別管理産業廃棄物の処理量	
	汚 泥	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	廃 油	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	廃プラスチック類	t	t	
	その他の廃棄物 (廃酸及び廃アルカリ)	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	その他の廃棄物 (上記以外)	t	t	
	併せて処理できるとされた一般廃棄物		年間総合計処理量	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処 理 量	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
	燃 え 殻	t		委託・自家
	ば い じ ん	t		委託・自家
	廃酸及び廃アルカリ	m <sup>3</sup>		委託・自家
	汚 泥	m <sup>3</sup>		委託・自家
施設の維持管理状況				
焼却施設の排出ガス測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)			排出される排ガス・排水・処理後の廃棄物中のダイオキシン類の測定結果	単位
測 定 月 日	月 日	月 日	単 位	
排出ガス量(乾き)			排 出 ガ ス	
ば い じ ん			排 出 水	
硫黄酸化物(SOx)			燃 え 殻	
窒素酸化物(NOx)			ば い じ ん	
塩 化 水 素			廃酸・廃アルカリ	
			汚 泥	

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第35号(1)(第11条関係)

(平25規則63・一部改正)

様式第35号(1)(第11条関係)

産業廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書( 年度)  
—管理型最終処分場—

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所						
許 可 ( 届 出 ) 年 月 日	年 月 日	許 可 ( 届 出 ) 番 号	第 号			
許 可 ( 届 出 ) 能 力	埋 立 面 積	m <sup>2</sup>	技 術 管 理 者 氏 名			
	埋 立 容 量	m <sup>3</sup>	年 度 当 初 埋 立 残 余 容 量	m <sup>3</sup>		
最 終 処 分 場 の 種 類	管理型最終処分場					
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類						
処 理 実 績 (4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃 棄 物 の 種 類	埋 立 量	報 告 量 区 分	埋 立 量		
	産 業 廃 棄 物	m <sup>3</sup>	年 間 合 計 埋 立 量	m <sup>3</sup>		
	併せて処理できるとされた一般廃棄物	m <sup>3</sup>	年 度 末 残 余 容 量	m <sup>3</sup>		
点 検 実 施 状 況	放流水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)					
① 遮水工の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	最 大 値		最 小 値		測 定 回 数
	水素イオン濃度					
② 擁壁の点検 異常なし・措置必要	B 0 D					
	C 0 D					
③ 調整池の点検 異常なし・措置必要	浮遊物質					
	窒素含有量					
④ 浸出水処理設備の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	測 定 結 果	単 位	測 定 項 目	測 定 結 果	単 位
	アルキル水銀化合物			チ オ ベ ン カ ル ブ		
⑤ 周縁地下水の水質 異常なし・措置必要	水銀及びアルキル水銀			ベ ン ゼ ン		
	その他水銀化合物			セ レ ン 及 び そ の 化 合 物		
⑥ 上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	カドミウム及びその化合物			1 ・ 4 - ジ オ キ サ ン		
	鉛及びその化合物			ほ う 素 及 び そ の 化 合 物		
	有機リン化合物			ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物		
	六価クロム化合物			ア ン モ ニ ア、ア ン モ ニ ウ ム 化 合 物、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物		
	砒素及びその化合物			ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 (紙 油 類)		
	シアン化合物					
	P C B					
	トリクロロエチレン			ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 (動 植 物 油 脂 類)		
	テトラクロロエチレン					
	ジクロロメタン			フ ェ ノ ール 類 含 有 量		
	四塩化炭素			銅 含 有 量		
	1・2-ジクロロエタン			亜 鉛 含 有 量		
	1・1-ジクロロエチレン			溶 解 性 鉄 含 有 量		
	シス-1・2-ジクロロエチレン			溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量		
	1・1・1-トリクロロエタン			ク ロ ム 含 有 量		
	1・1・2-トリクロロエタン			大 腸 菌 群 数		
1・3-ジクロロプロペン			窒 素 含 有 量			
チウラム			燐 含 有 量			
シマジン			ダ イ オ キ シ ン 類			

- 注 1 ①の欄から⑤の欄までの各欄は、該当する項目を○で囲むこと。  
2 ⑥の欄に全てを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第35号(2)(第11条関係)

(平25規則63・令元規則49・一部改正)

様式第35号(2)(第11条関係)

産業廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書( 年度)

—安定型最終処分場—

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許可(届出)年月日	年 月 日	許可(届出)番号	第 号		
許可(届出)能力	埋 立 面 積	m <sup>2</sup>	技術管理者氏名		
	埋 立 容 量	m <sup>3</sup>	年度当初埋立残余容量	m <sup>3</sup>	
最終処分場の種類	安定型最終処分場				
処理する産業廃棄物の種類					
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃 棄 物 の 種 類	埋 立 量	報 告 量 区 分	埋 立 量	
	産 業 廃 棄 物	m <sup>3</sup>	年 間 合 計 埋 立 量	m <sup>3</sup>	
			年 度 末 残 余 容 量	m <sup>3</sup>	
点 検 実 施 状 況	浸透水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)				
① 擁壁の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	最 大 値	最 小 値	単 位	測 定 回 数
	B 0 D				
② 調整池の点検 異常なし・措置必要	C 0 D				
	測 定 項 目	測 定 結 果 (単 位)	測 定 項 目	測 定 結 果 (単 位)	
③ 展開検査実施回数 回/年度	アルキル水銀化合物		1・1—ジクロロエチレン		
	総 水 銀		1・2—ジクロロエチレン		
④ 安定型廃棄物以外の 混入が認められた 年月日 年 月 日	カ ド ミ ウ ム		1・1・1—トリクロロエタン		
	鉛		1・1・2—トリクロロエタン		
⑤ 周縁地下水の水質 異常なし・措置必要	六 価 ク ロ ム		1・3—ジクロロプロベン		
	砒 素		チ ウ ラ ム		
⑥ 上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	全 シ ア ン		シ マ ジ ン		
	P C B		チ オ ベ ン カ ル ブ		
	トリクロロエチレン		ベ ン ゼ ン		
	テトラクロロエチレン		セ レ ン		
	ジクロロメタン		1・4—ジオキサン		
	四 塩 化 炭 素		ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		
1・2—ジクロロエタン					

注 1 ①の欄から⑤の欄までの各欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 ⑥の欄に全てを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第36号(第11条関係)

様式第36号(第11条関係)

産業廃棄物処理施設(中間処理施設)維持管理状況報告書( 年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
報告者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所				
許可(届出)年月日	年 月 日	許 可 ( 届 出 ) 番 号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	t	技 術 管 理 者 氏 名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	政令第7条第 号施設			
処理する産業廃棄物の種類				
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処理量(単位)	左のうち特別管理産業廃棄物の処理量(単位)	
		併せて処理できるとされた一般廃棄物		年間総合計処理量
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処理量(単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家

注 1 液状・泥状物は容量(m<sup>3</sup>)で記載し、その他のものは重量(t)で記載すること。

2 「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

[様式第37号\(第12条関係\)](#)





最終処分場埋立終了届出台帳			
設 置 者	住所  氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	管 理 予 定 者	氏名  連絡先  電話番号 (      )
設置場所		最終処分場の種類 (産業廃棄物の場合に限る。)	
許可(届出)年月日及び番号 第      年      月      日号	埋 立 地	面積  m <sup>2</sup>	埋め立てた廃棄物の種類及び量  m <sup>3</sup>
埋立処分開始年月日 年      月      日		埋立ての深さ 最大      m 平均      m	
埋立処分終了年月日 年      月      日		覆土の厚さ  m	埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項
廃止確認年月日 年      月      日			
埋立処分の方法			

- 備考
- 1 省令第5条の5の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書に添付された同令第5条の5の2第2項第3号若しくは第4号(同令第5条の10の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は同令第12条の11の2第1項の申請書に添付された同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点で最も近い時点に行われた水質検査の結果を添付すること。
  - 2 次に掲げる図面を添付すること。
    - (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 当該施設の周辺の地図
  - 3 届出台帳は、永久に保管すること。

様式第38号(第13条関係)

(平23規則39・一部改正)

様式第38号(第13条関係)

最終処分場埋立終了届出台帳閲覧申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名

最終処分終了届出台帳を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

① 最終処分場の設置場所	
② 設置者の住所	
③ 設置者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
④ 閲覧申請の理由又は利用目的	

注 ②の欄及び③の欄は、不明の場合は空欄のまま申請すること。

様式第39号(第14条関係)

(平18規則53・一部改正)

様式第39号(第14条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事 務 所 の 所 在 地	
事 業 場 の 所 在 地	
事 業 内 容	
△施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料	
※ 手 数 料 欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。  
3 2部を提出すること。

[様式第40号\(第14条関係\)](#)

様式第40号(第14条関係)

指令 第 号	
廃棄物再生事業者登録証明書	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを、下記のとおり証明する。	
年 月 日	
島根県知事 <span style="float: right;">印</span>	
記	
事業場の所在地	
事業の内容	
登録の年月日及び登録番号	年 月 日 第 号

様式第41号(第15条関係)

(平18規則53・一部改正)

様式第41号(第15条関係)

登録廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

登録廃棄物再生事業者の登録事項の変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の所在地	
登録の年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

注 2部を提出すること。

[様式第42号\(第16条関係\)](#)

(平18規則53・一部改正)

様式第42号(第16条関係)

登録廃棄物再生事業者事業場 廃止  
休止 届出書  
再開

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃止  
廃棄物再生事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条  
再開  
の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の所在地	
登録の年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃止(休止・再開)した年月日	年 月 日
廃止(休止・再開)した理由	

注 1 廃止したときにあつては、登録証明書を添付すること。

2 2部を提出すること。

様式第43号(第17条関係)

(平25規則63・一部改正)

様式第43号(第17条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許可証等の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可証等の種類		許可等の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由			

注 毀損し、又は汚損したときにあつては、許可証等を添付すること。

[様式第44号\(第17条関係\)](#)



様式第44号(第17条関係)

許可証等書換え交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許可証等の書換え交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可証等の種類		許可等の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項			
変 更 内 容			
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 書換えに係る許可証等を添付すること。